室内空気に関する建築物環境衛生管理基準と学校環境衛生基準の比較

The Knights

学校における環境衛生検査は、検査の対象となる施設・設備等の有無によって他の法令に基づき行わなければならない場合があります。学校教育法第 1 条に規定する学校 及び幼保連携型認定こども園では、1 棟当たりの延べ面積が 8,000m² 以上の校舎等が建築物衛生法に規定する特定建築物となり同法に基づく「建築物環境衛生管理基準」に従わなければなりません。一方、専修学校の場合は、1 棟当たりの延べ面積が 3,000m² 以上であれば特定建築物に該当します。「学校環境衛生基準」と「建築物環境衛生管理基準」で同じ項目については、基準の厳しい方を遵守することになります。

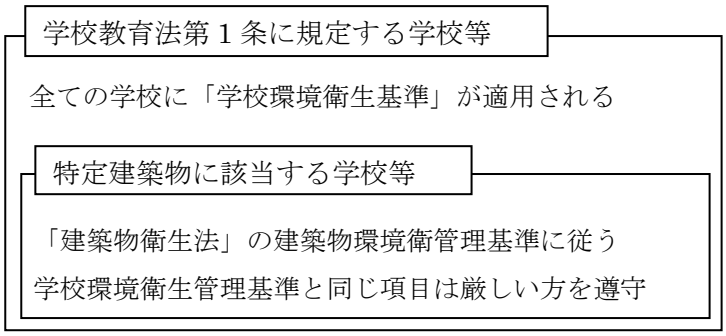

図 学校環境衛生基準と建築物環境衛生管理基準の関係

[建築物環境衛生管理基準と学校環境衛生基準の比較]　厳しい基準を赤字で表記

検査項目	建築物環境衛生管理基準	学校環境衛生基準
浮遊粉じんの量	0.15 mg/m³ 以下	0.10 mg/m³ 以下であること
一酸化炭素の含有率	6 ppm 以下	6 ppm 以下であること
二酸化炭素の含有率	1,000 ppm 以下	1,500 ppm 以下であることが望ましい
温度	(1)18℃以上28℃以下 (2)居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと※	18℃以上、28℃以下であることが望ましい
相対湿度	40%以上70%以下※	30%以上、80%以下であることが望ましい
気流	0.5 m/秒以下	0.5 m/秒以下であることが望ましい
ホルムアルデヒドの量	100μg/m³ 以下	100μg/m³ 以下であること

※空気調和設備を設けている場合

[ホルムアルデヒドの測定に関して]

建築物衛生法の特定建築物に該当する学校施設において、「学校環境衛生基準」に基づく測定と建築物衛生法に基づく測定が同時期に行われる場合には、「学校環境衛生基準」に基づき、ホルムアルデヒドの検査を行った場合には、この結果をもって建築物衛生法に基づく検査結果として差し支えないとしています。

詳しくは、当社　**分析担当者　佐藤（亮）、杉山（フリーダイヤル０１２０－０１－２５９０　内線３８２、４３５）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001